

FAQ（認定の申請）

1. 申請手続きについて

- Q 申請書類に署名又は押印は必要ですか？
A 不要です。Eメールで申請をお願いします。

2. 認定金融機関の認定期間について

- Q 認定期間は「2年（令和8年から9年度）」とされていますが、令和8年度中に認定を受けた場合、令和8年度にベンチャーデットを実行したスタートアップは、令和8年度の「浜松市ベンチャーデット活用事業」の交付金に応募できますか？
A 応募可能です。

3. スタートアップの交付対象事業について

- Q 浜松市ベンチャーデット活用事業の交付金の額は、採択されたスタートアップに平等に交付されるのですか？
A 平等に交付はされません。本事業の交付金は競争的資金の性質を持ちます。審査により、交付可否及び交付金額が総合的な判断のもと決定されます。
- Q ベンチャーデット活用事業に、同じ認定金融機関から融資を受けている異なるスタートアップが申請した場合、同時に採択されることもあり得ますか？
A あり得ます。令和8年度に認定金融機関からベンチャーデットを実行されたスタートアップは、申請要件を満たす限り、本事業への応募が可能なので、審査により、同時に採択されることもあります。
- Q 過去に、浜松市ファンドサポート事業に採択されたスタートアップは、浜松市ベンチャーデット活用事業に申請できるのでしょうか？
A 過去に、浜松市ファンドサポート事業の「デット枠」の採択経験がある場合は、浜松市ベンチャーデット活用事業に申請できません。ただし、浜松市ファンドサポート事業の「シード・R&D枠」又は「一般枠」の採択経験があり、「デット枠」の採択経験がない場合は、申請可能です。
- Q 静岡県ファンドサポート事業に採択されたスタートアップは、浜松市ベンチャーデット活用事業に申請できるのでしょうか？
A 申請可能です。ただし、静岡県ファンドサポート事業へ申請事業と重複がないよう注意してください。

【認定に関すること】

1. 認定金融機関の要件について

Q 浜松市内に支店はありませんが、申請は可能ですか？

A 浜松市内に支店を持たない場合は、申請ができません。

Q 申請時点ではスタートアップへのベンチャーデットの実績はありませんが、申請できますか？

A 年度内にベンチャーデットの商品を導入予定の金融機関でも、申請は可能です。

(「ベンチャーデット」の定義は、公募要領をご確認ください。)

Q スタートアップへのベンチャーデットについて、他の金融機関と協調融資をすることは可能ですか？

A 可能です。

Q ベンチャーデットの定義における無保証の「保証」とは、法人の場合、法人代表者の保証（経営者保証等）も含まれますか？

A 含まれます。その場合、本事業のベンチャーデットの対象外となります。

Q スタートアップに実行した融資の一部に、本事業のベンチャーデットの対象外となる担保又は保証付きの融資を含む場合は、融資全て対象外となりますか？

A 対象となる融資を除いた融資額が、ベンチャーデット活用事業の対象となります。

Q 認定期間中に、必ずスタートアップにベンチャーデットを実行する必要がありますか？

A 必須ではありませんが、ベンチャーデット活用事業の活用に関わり融資のご検討をお願いします。なお、認定期間中、スタートアップに対する融資実績がなかった場合でも、認定を取り消すことはありません。

2. 認定金融機関の申請書類について

Q 支店名や特定の部署名での申請は可能ですか？

A 可能です。その場合、申請書の申請責任者は、支店や特定の部署の責任者とすることも可能です。

ただし、同一の金融機関における複数の申請はできませんので、支店や特定の部署にて申請する際は、同一金融機関内で、他の申請がないことを確認して、申請してください。

Q ベンチャーデットの実績が複数あるため、「① 申請書（これまでの金融機関としての実績）」の記載がA4用紙4ページ以内に納まりませんが、どうしたらよいでしょうか？

A 規定でA4用紙4ページ以内としているため、代表的な実績概要を記載いただき、申請書への

任意添付書類として、「その他、ベンチャーデットの実績・商品内容等がわかるもの（パンフレット、WEB ページ等）」を添付してください。